こども園休園基準について

令和6年4月1日改定

1 洪水、土砂災害、高潮等の災害の場合

 (1) 次の避難情報のいずれかが発令された場合

 ① 高齢者等避難

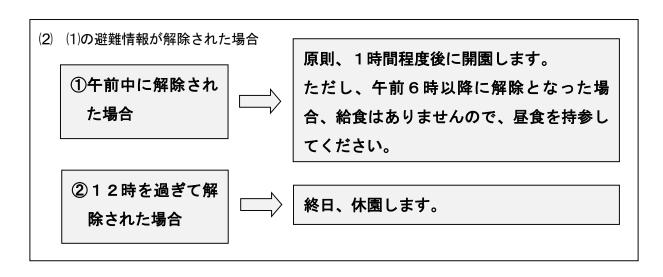
 ② 避難指示

 ③ 緊急安全確保

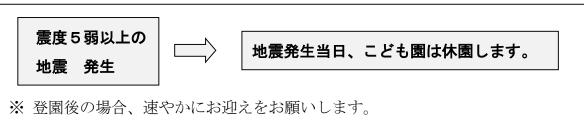
 該当する地域の

 こども園は休園します。

※ 登園後の場合、速やかにお迎えをお願いします。



2 地震の場合



3 その他

- (1) 休園等の連絡は、竹原市こども園情報メール、竹原市ホームページ等で行います。
- (2) やむを得ず、お迎えに来られない場合などは、各こども園へご連絡ください。
- (3) お迎え、ご連絡のない場合、こども園から連絡させていただく場合があります。
- (4) 上記以外の場合においても、危険が予測される場合、保育を中止する場合があります。

4 参考

警戒レベルを用いた避難情報等の発令について

避難情報等	状況	避難行動等	警戒レベル
早期注意情報 【気象庁が発表】	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	1
大雨・洪水・高潮 注意報 【気象庁が発表】	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	2
高齢者等避難 【竹原市が発令】	災害のおそれあり	危険な場所から避難に時間を要す る人(乳幼児、高齢者の方、障害 のある方)とその支援者は避難	3
避難指示 【竹原市が発令】	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	4
~~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~~			
緊急安全確保 【竹原市が発令】	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	5